

水戸市農業委員会だより

令和4年7月発行

第196号

発行所

水戸市農業委員会事務局

水戸市中央1丁目4番1号

☎224-1111(内線6422)

年4回発行



親子で体験！納豆大豆の種まき体験

6月18日(土)、水戸市ふるさと農場にて、水戸市わら納豆推進協議会主催の、納豆大豆の種まき体験が実施されました。

わら納豆は、お土産品として購入されることが多い、水戸市そして日本の伝統食です。しかし、近年は、わら納豆に使用される「わらつと」の生産の担い手不足などの理由により、生産量が年々減少しているのが現状です。そんなわら納豆に少しでも興味を持つてほしいという思いから、今回の種まき体験が実施されることとなりました。

今回は、水戸市内に住む小学生以下の子供とその親を対象としたイベントとなっており、当日は、20組63人の親子が参加しました。簡単なオリエンテーションの後、畑に移動して体験がスタートしました。

体験では、現在栽培されている大豆としては、最初に命名登録された「だいた農林1号」、パック納豆でおなじみの「納豆小粒」、大きな粒が特徴の「里のはほえみ」の3種類の大豆が使用されました。

体験が行われた大豆畑では、種をおく間隔が示された目印棒

を頼りに、うねに種を並べ、並べ終えたら土を軽くかぶせ、最後に足で踏みしめ、平らにして完成させる、という作業を行いました。

なかなか上手いかず苦戦している親子もいれば、兄弟姉妹で「もつとまっすぐだよ!」等と声をかけながら作業をしている家族もありました。それぞれが、慣れない作業環境のなかで、一生懸命に作業を行っていました。大豆を、すべてまき終えたところで、体験は終了となりました。今後、わら納豆推進協議会では、収穫や納豆づくりなどのイベントも開催する予定ですので、楽しみにしてください。

目次

- 親子で体験！納豆大豆の種まき体験…(1頁)
- 農業者年金に加入しませんか…(2頁)
- 農地改良には事前協議が必要です…(2頁)
- 野焼きに注意しましょう…(3頁)
- 農地を相続したときは…(3頁)
- 農業ヘルパーセンターについて…(4頁)
- 全国農業新聞を購読しませんか…(4頁)
- 農業委員会活動報告…(4頁)
- 委員のひとこと…(4頁)



内線6432

(☎224・1111

農業委員会事務局農政係

《お問合せ先》

除の対象となります。

年金についても、公的年金等控

料控除の対象となり、受給する

また、保険料は全額社会保険

す。

は、保険料の国庫助成がありま

でき、一定の要件を満たす方に

農業に従事する方は広く加入

公的な年金制度です。

国民年金に上乗せした任意加入の

豊かな生活を過ごせるよう、国

農業者年金は、農業者がより

農業者年金に 加入しませんか

農業者年金の年額支給額の試算

加入年齢	納付期間	保険料 納付総額	年金額（年額）		想定される受給総額	
			男 性	女 性	男 性	女 性
20歳	40年	960万円	76万円	64万円	1,624万円	1,717万円
30歳	30年	720万円	50万円	42万円	1,078万円	1,139万円
40歳	20年	480万円	30万円	25万円	638万円	675万円
50歳	10年	240万円	13万円	11万円	284万円	301万円

※上のケースは、通常加入で保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.25%となった場合の試算です。受給総額は、平均余命を考慮した金額となっています。

農地改良には事前協議が必要です

「湿田の解消に」、「田んぼを畑に」といった目的で自ら盛土を行う場合、農業委員会と事前に協議を行う必要があります。

農地改良とは

▽耕作に適した農地にするために、農地に埋立てをおこなうものです。

農地改良を行う際の主な要点

▽盛土に使用する土質については、耕作に適した良質土のみとなります。

▽隣接地の用途に支障をきたすことがないように、埋立てを行う場合においても、高さ制限があります。

▽埋立面積は3,000㎡未満です。

▽期間はおおむね180日以内です。

▽農地の埋立等使用する建設発生土等の発生元を明確にすることが必要です。

▽事業実施の1か月前までに所定の用紙に必要書類を添えた協議が必要です。

▽工事施工後は、農地として耕作の用に供する計画であることが必要です。

※協議書の様式は、市ホームページに掲載及び農業委員会窓口へ備付けております。書類の受付や相談は随時受付しておりますので、ご不明な点はお問い合わせください。

《お問合せ先》農業委員会事務局調査広報係（☎224-1111 内線6422）

野焼きに注意しましょう

家庭ごみ、剪定枝、刈草などの廃棄物を野外で焼却するなど、いわゆる「野焼き」は、一部の例外を除き、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。これに違反すると、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金（法人の場合は3億円以下の罰金）又はその両方が科されることがあります。

罰則対象の例外としては次のとおりです。

- 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の処理
- 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

ただし、罰則対象の例外に該当する野焼きであっても、煙や悪臭などにより近隣住民に迷惑を及ぼしている場合には、焼却を中止していただくことがありますので、気を付けましょう。

《お問合せ先》市廃棄物対策課（☎350-8035）

農地を相続したときは…

相続等で農地の権利を取得した場合は、

相続登記完了後に、「農地法第3条の3の届出」を農業委員会へ提出する必要があります。

（※権利を取得した土地が農地でない場合は提出不要です。）

届出の様式は、市ホームページに掲載及び農業委員会窓口へ備付けております。

詳しくは農業委員会事務局までお問い合わせください。

《お問合せ先》農業委員会事務局農地係（☎ 224-1111 内線6432）

農業ヘルパーセンター

について

農業ヘルパーセンターでは、農家を支援するため、ハローワークと連携しながら、補助労働力を必要とする農家へ農業ヘルパーを紹介しております。

なお、農家の要望に答えられるよう、水戸市ふるさと農場において農作業の実技研修会を実施しております。

労力が不足しがちな繁忙期など、ヘルパーを臨時的に雇用する農家を募集しておりますので、ご相談ください。

《お問合せ先》

(一財) 水戸市農業公社内
農業ヘルパーセンター
(☎251・5532)



全国農業新聞を購読しませんか

全国農業新聞は、昭和27年に創刊され、農政の動きや、現場で役立つ栽培技術・流通の情報、魅力的な農家の取組などを幅広く伝え、担い手の皆様の経営発展に役立つ新聞です。

ぜひ一度手に取っていただき、農業の情報収集のツールとして購読してみませんか。

○発行日：毎週金曜日 ○購読料：月額700円（税・送料込）

《お問合せ先》農業委員会事務局調査広報係（☎ 224-1111 内線6422）



農業委員会

活動報告
4月～6月

4月

5日（火）

第21回運営委員会

13日（水）

第22回総会

農地利用最適化推進協議会

15・20・25日

西部・中部・東部地区連絡会

5月

6日（金）

第22回運営委員会

13日（金）

第23回総会

農地利用最適化推進協議会

16・20・25日

西部・中部・東部地区連絡会

6月

6日（月）

第23回運営委員会

13日（月）

第24回総会

農地利用最適化推進協議会

15・20・24日

西部・中部・東部地区連絡会

委員のひとこと

水田や畑の作物が段々と青々しさを増していく様子を見ると、作物の生命力の強さを感じます。弱弱しかった苗も、数日間見ただけで一段と成長し、その水面を見ると田植えの時の疲れも忘れてしまい、収穫の時の楽しみがわいてくると同時に、梅雨時期には病害虫の予防にも目が離せない時でもあります。

経営体育成基盤整備事業萱場地区の工事が、令和4年の秋から始まります。

萱場地区は、数十年來の耕作放棄地に加え、水田の区画が10アール未満の狭小な場が多く存在し、水源は天水で生産性が低いほ場も多く、不安定生産基盤を抱えている地域でした。

そこで、平成22年に国営の茨城中部地区の農地整備事業での基盤整備を進めようとしたが、なかなか進まず、県を主体にし、再スタートを切りました。

私は、萱場地区土地改良事業推進協議会の一員として、受益者への説明やアンケート調査を行うなど、事業を進めるための活動を行ってきました。

換地計画を作成した時には、受益者から、高齢や後継者不在の為、農地を手放したいという要望を聞き、農地中間管理機構を通じた売買や貸借を活用し、集積を進めて参りました。

萱場地区の土地改良事業開始まで、12年と長い年月がかりでしたが、ようやくスタートです。

（農業委員 加倉井 幸夫）

（推進委員 吉原 孝則）